

伊奈町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、伊奈町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊奈町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2 人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 上尾市消防本部の職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - (5) 町長が、その部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2 名以内
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要に認めて任命する者 2 人以内
- 6 前項第 8 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第8号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第23号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊奈町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 1 日
条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、伊奈町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、同本部長を助け、同本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、同本部長の命を受け同本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、同本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

伊奈町自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、伊奈町自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、町内の各自主防災組織相互の連携協調を図ることにより、地域住民の防災意識を高め、もって防災体制の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の充実強化に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (3) 防災思想の普及に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、町内の自主防災組織の代表者を持って組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、協議会において互選する。

2 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員再任を妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。

3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を生活安全課内に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年4月25日より施行する。

伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月17日
条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害救護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、伊奈町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項の規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、令第7条第2項の規定によるものとする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.0パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年条例第13号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条、第13条、第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る保証人及び利率について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る保証人及び利率については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る償還等について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る償還等については、なお従前の例による。

伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成2年3月30日

規則第15号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和49年規則第11号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別及び生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は病気の状態となった年月日及び負傷又は病気の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は病気の状態となった町民に対し、負傷し、又は病気にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式）。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに町長に提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあっては、保証人の連署した災害援護資金借用書）（第5号様式。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 貸付金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金の納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を記載した氏名等変更届（第16条様式）を町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出なければならない。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は病気にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附則（令和元年規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第6条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第17号）

伊奈町災害見舞金等支給条例

平成4年3月27日

条例第10号

（目的）

第1条 この条例は、住民が災害により被害を受けたときに被害者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、住民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象）

第2条 住民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- （1） 火災により被災したとき。
- （2） 風水害その他気象災害により被災したとき。
- （3） 地震により被災したとき。
- （4） 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（受給資格及び要件）

第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本町において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

（支給額）

第4条 見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき又は伊奈町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第20号）第3条に規定する災害弔慰金若しくは第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。

- | | | | |
|-----|-----------|--------|-----|
| （1） | 死亡者 | 1人につき | 5万円 |
| （2） | 重傷者 | 1人につき | 1万円 |
| （3） | 家屋の全焼又は全壊 | 1世帯につき | 5万円 |
| （4） | 家屋の半焼又は半壊 | 1世帯につき | 3万円 |
| （5） | 家屋の床上浸水 | 1世帯につき | 1万円 |

2 前項第3号、第4号及び第5号については、現に居住している建物についてのみ適用する。

（申請）

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書又は医師診断書を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の事情がある場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

(見舞金等の返還等)

第7条 町長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 町長は、前項の規定に該当する場合、すでに支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)抄

(施行期日)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則

平成4年3月27日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊奈町災害見舞金等支給条例（平成4年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被害の種類及び基準)

第2条 条例第4条各号に規定する被害の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡者 災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被害発生後20日以内に死亡した者をいう
- (2) 重傷者 医師の診断書に基づく療養期間が1月以上である者をいう
- (3) 家屋の全焼又は全壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントに達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害をいう
- (4) 家屋の半焼又は半壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の20パーセント以上70パーセント未満のもので、その残存部分に補修を加えることによって再び家屋として使用できる程度の被害をいう
- (5) 床上浸水 浸水がその家屋の床以上に達したとき又は土砂等のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう

(申請)

第3条 条例第5条の規定による申請は、災害見舞金等支給申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

- 2 条例第5条中申請しがたい特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請しがたいと町長が認めたときをいう。

(被災事実等の認定)

第4条 町長は、申請を受理したときは、その被災事実、程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

(決定通知書)

第5条 町長は、災害見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(台帳の備付け)

第6条 災害見舞金又は弔慰金の支給理由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳(第3号様式)を備えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第20号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第12条 この規則の施行の際、第12条の規定による改正前の伊奈町災害見舞金等支給条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 30 日
条例第 10 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第2条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定めた額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が町の区域に到着した日から町の区域を出発した日の前日までの期間とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設の利用区分 町の区域に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定の実施

(2) 判定実施の決定

(3) 判定実施本部の設置

(4) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(7) 県に対する支援要請

(8) 判定の方法

(9) 判定結果の表示

(10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(11) 判定用資機材の調達、備蓄

(12) その他必要な事項

- 2 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。
- 3 知事は、市町村長からの要請に対する確かな支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。
- 4 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。
- 5 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第4 判定の実施

- 1 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものものとする。

第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

- 1 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。
- 2 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

- 1 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9 関連団体の協力

- 1 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。
- 2 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行なった被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- 3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社) マンション管理業協会	会長	平成16年7月1日

附 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- 三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- 六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

- 第3条** 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
 - 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
 - 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
 - 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
- 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

- 第 3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。
- なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。
- 6 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生し、災害の状況及び県内消防応援隊の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。
- (1) 埼玉県内で震度 6 強以上の揺れを観測した場合
- (2) NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生した場合
- (3) その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合(大規模火災、航空機 事故、鉄道事故、土砂災害等)
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災

している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1により速やかに行うものとする。

10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して埼玉県防災行政無線の一斉FAXにて通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-2を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-3を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第5 埼玉県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第30条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

2 知事は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3及び別表第2-4までのとおりとする。

(2) 埼玉県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関に対して連絡し、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。ただし、埼玉県防災行政無線等による一斉FAXの連絡手段が適当な場合はこの限りではない。

(3) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとし、必要に応じて様式1を通信書とする。ただし、有線断絶時には主運用波、埼玉県防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するも

のとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員

(2) 代表消防機関の職員(代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員)

(3) 被災地消防本部の職員

(4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、埼玉県災害対策本部(以下「災対本部」という。)及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

9 埼玉県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第2-1、別紙第2-2、別紙第2-3及び別紙第2-4を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 15 調整本部は、被災地消防本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合や、当該調整本部が緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

（消防早期調整本部の設置）

- 第8 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生するおそれの段階で、被害発生前から早期に準備対応の体制を整えるため、消防早期調整本部を設置することができるものとする。
 - （1） 台風及び大雨等を要因とする特別警報が発令され、知事が必要と判断した場合
 - （2） その他、県と代表消防機関の協議により必要と判断した場合
- 2 消防早期調整本部は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 消防早期調整本部の本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 消防早期調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てるものとする。
- 5 消防早期調整本部の構成メンバーは、次に掲げるとおりとする。
 - （1） 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
 - （2） 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
- 6 消防早期調整本部は、「埼玉県消防早期調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、消防早期調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
- 8 消防早期調整本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - （1） 災害対応活動上把握しておく必要がある情報の収集に関すること。
 - （2） 県内消防力の掌握及び各消防本部との情報共有に関すること。
 - （3） 県内の応援要請や緊急消防援助隊の要請にかかる調整に関すること。
- 9 消防早期調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 10 消防早期調整本部は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊を要請した場合、第7の調整本部に移行するものとする。

（指揮本部の設置）

- 第9 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - （1） 被害情報（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - （2） 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - （3） 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - （4） その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段的確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び

消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第11 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4-1のとおりとする。

- 2 埼玉県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用無線機周波数のチャンネルは、別表第4-2のとおりとする。
- 3 消防救急デジタル無線の共通波の整備状況は、別表第4-3のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（進出拠点）

第12 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。

なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、被災地消防本部、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部並びに別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派

遣するものとする。ただし、被災状況により派遣出来ない場合はこの限りではない。

- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊等（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（任務付与）

第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 活動方針
- （3） 活動地域及び任務
- （4） 安全管理に関する体制
- （5） 使用無線系統
- （6） 地理及び水利の状況
- （7） 燃料補給場所
- （8） その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第14 知事は、災对本部等において、自衛隊、警察、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第15 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8とおりとする。

（宿営場所）

第17 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9うちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定した宿営場所について、被災地消防本部及び別表第9宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（燃料補給場所）

第18 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡す

るものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

- 2 調整本部長は、必要に応じ、長官に対して重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(増隊要請)

第22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-1により長官に対して増隊の要請を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-2により知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

(部隊移動)

第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により部隊移動の連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により埼玉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第25 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握する

よう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び部隊移動先の市町村長に対し、要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第26 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第27 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。

なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4-1により速やかに行うものとする。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第28 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 知事及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況

- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空部隊の受援計画)

第32 航空隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第33 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(訓練等の実施)

第34 埼玉県は、原則年1回、埼玉県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(その他)

第35 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。